

佐賀市建設工事等に関する入札心得

佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成２６年１月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 本市が締結する建設工事、測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託に関連する業務（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）及びその他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札保証金の納付）

第２条 入札保証金は、佐賀市財務規則第８５条及び第８６条により取り扱うものとする。

（入札）

第３条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２ 落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に１００分の１０８を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１０８分の１００を乗じて得た金額を入札金額とすること。

（入札方法等）

第４条 入札は、紙入札、郵便入札又は電子入札のいずれかにおいて、本市があらかじめ指定した方法により執行する。

（１）紙入札

ア 入札書は、本市が指定する様式により作成し、記名押印のうえ、入札日時に入札場所へ直接提出しなければならない。

イ 入札書は、契約担当課が特に認めたときは、内容証明郵便により提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載しなければならない。

ウ イの入札書は、開札時刻までに入札会場に到達しなかったものは無効とする。

エ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

オ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

カ 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（２）郵便入札

申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成 26 年 1 月 1 日施行）第 6 条の規定による。

(3) 電子入札

佐賀市電子入札執行要領（平成 23 年 3 月 1 日施行）第 10 条及び第 11 条の規定による。

（内訳明細書）

第 5 条 入札参加者は、1 回目の入札金額に対応する内訳明細書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。

2 内訳明細書には、件名、入札参加者の商号名及び代表者氏名を記載し、使用印を押印しなければならない。ただし、電子入札の場合は、押印を要しない。

（入札の辞退）

第 6 条 指名を受けた者又は条件付一般競争入札において入札参加資格を認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、入札を辞退することができる。ただし、あらかじめ入札書提出期限を設けている場合において、当該期限を過ぎた場合には辞退することはできない。なお、辞退の方法については、次のとおり取り扱う。

(1) 紙入札

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は郵送（開札時刻までに入札会場に到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(2) 郵便入札

入札書送付後は辞退することができない。

(3) 電子入札

佐賀市電子入札執行要領第 12 条の規定による。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 7 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者は、同一の入札に参加してはならない。

- (1) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 前各号と同視しうる資本又は人的関係があると認められる場合（入札の取りやめ等）

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は取りやめをし、若しくは取りやめた後、契約方式や設計等の変更を行い、別の工事等として発注を行うことがある。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

（無効の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 開札時刻までに入札会場に到達しなかった入札又は入札書提出期限が定められている場合に入札書提出期限までに提出されなかった入札
- (3) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (4) 金額及び記名押印のない入札又は誤字、脱字等により入札への意思表示が不明瞭な入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 入札保証金を納入すべき入札で、入札保証金の納入がない者及び入札保証金の納入額が不足する者がした入札
- (7) 同一事項の他人の代理人を兼ねた者又は2者以上の代理をした者の入札
- (8) 委任状を持参しない等代理人でその資格のない者のした入札
- (9) 次のいずれかの内訳明細書を提出した者
 - ア 内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上あるもの
 - イ 記載すべき項目について記載がないもの
 - ウ その他積算内容に誤りがあるもの
- (10) 郵便入札により実施する場合には、申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領第13条に規定する者が行った入札
- (11) 電子入札により実施する場合には、佐賀市電子入札執行要領第19条第1項

第1号の規定に該当する入札

(12) 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者のした入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領（平成26年7月16日施行）を適用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（平成26年6月2日施行）を適用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

4 前3項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による入札においては、佐賀市建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領（平成26年7月16日施行）第10条及び第11条の規定による。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、落札者となるべき者がいないときには、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うことができる。

2 再度入札は、開札後直ちに行うものとする。ただし、電子入札又は郵便入札により実施した場合において、直ちに再度入札を行うことができないときは、契約担当課が指定する日時において再度入札を行うことができる。

3 開札をした場合において、次に掲げる事項に該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者、辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(2) 一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領を適用した入札において、失格基準価格未満の価格で入札した者及び低入札価格調査の結果落札者とならなかった者

(3) 競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領を適用した入札において、最低

制限価格未満の価格で入札した者

- 4 再度入札の執行回数は、原則 2 回までとする。
- 5 再度入札の対象となる者がいない場合は、再度入札は行わないものとする。

（同価格（同評価値）の入札者が 2 者以上である場合の落札者の決定）

第 12 条 落札となるべき同価格（総合評価落札方式においては、同評価値）の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 電子入札により実施した場合においては、佐賀市電子入札執行要領第 14 条の規定による。

（落札者の決定の取消し）

第 13 条 落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（落札者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、本市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、本市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 落札者の決定の日において現に施行している佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

- (2) 措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

（仮契約の解除）

第 14 条 前条の規定は、仮契約の解除について準用する。この場合において、同条中「落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に」とあるのは「仮契約締結の日から本契約締結の日の前日までの期間に」と、「落札者（落札者）」とあるのは「受注者（受注者）」と、「落札者の決定を取り消すものとする」とあるのは「仮契約を解除するものとする」と、同条第 1 号中「落札者の決定の日において」とあるのは「仮契約締結の日において」と読み替えるものとする。

（契約保証の方法等）

第 15 条 契約保証の方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 前号に代わる担保となる有価証券等の提供による保証
- (3) 金融機関等の保証
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

- 2 本市と契約を締結する者は、前項第 1 号に規定する契約保証金又は同項第 2 号か

ら第4号までに規定する契約保証に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を本契約までに納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部を免除された場合は、この限りでない。

3 契約保証金等には利息は付さないものとする。

4 第2項の規定により、納付し、又は提出しなければならない契約保証金等の額は、契約金額の100分の10以上とする。

5 第2項及び前項の規定により、契約保証金を納付する場合には、本市が発行する納付書で本契約までに現金を佐賀市指定金融機関等に振り込み、領収書の写しを契約担当課に提出しなければならない。

（契約保証金の全部免除）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部免除ができるものとする。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 締結しようとする契約が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 契約金額が300万円未満の建設工事請負契約又は測量、建設コンサルタント等業務委託契約

イ 契約金額が80万円未満の建設関連維持管理等業務委託契約

ウ 契約金額が80万円以上の建設関連維持管理等業務委託契約において、保証人による履行保証が担保された契約

（入札保証金の振替）

第17条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第18条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当課から指示された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日及び本市が特に指定する日は算入しない。）に、契約担当課に提出しなければならない。ただし、契約担当課の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を締結しないものとする。

3 契約書の作成を省略できる場合には、落札者は、落札後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当課に提出しなければならない。ただし、契約担当課がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

4 契約締結日の翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例第1条に規

定する市の休日及び本市が特に指定する日は算入しない。)に工程表及び現場代理人等届出書(設計業務等については業務予定表及び技術者等届出書)を提出しなければならない。

(主任技術者及び監理技術者)

第19条 建設工事における主任技術者及び監理技術者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 専任を要する建設工事における主任技術者及び監理技術者は、開札日時点で落札者と3か月以上の雇用関係にあること。
- (3) 専任を要しない建設工事における主任技術者及び監理技術者は、開札日時点で落札者と雇用関係にあること。

(異議の申立て)

第20条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第21条 前各条の規定は、随意契約の方法により契約を締結する場合に準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定は、この要領の施行の日以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件から適用し、同日前に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件については、なお従前の例による。